



2025 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 東京テアトル株式会社
代表者名 代表取締役社長 太田 和宏
(コード番号 9633 東証スタンダード)
問合せ先 取締役常務執行役員
管理本部長 松岡 毅
(TEL. 03-3355-1010)

定款一部変更及び補欠監査役選任に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」及び「補欠監査役 1 名選任の件」を、2025 年 6 月 27 日開催予定の当社第 109 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任議案の有効期限を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
(監査役の定員および選任) 第 27 条 (条文省略) 2 (条文省略) ＜新 設＞ ＜新 設＞	(監査役の定員および選任) 第 27 条 (現行通り) 2 (現行通り) 3 <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> 4 <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(監査役の任期) 第 28 条 (条文省略) 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(監査役の任期) 第 28 条 (現行通り) 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 <u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025 年 6 月 27 日 (金)
定款変更の効力発生日 2025 年 6 月 27 日 (金)

2. 補欠監査役1名選任の件

(1) 補欠監査役選任の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決することを条件に、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

(2) 補欠監査役候補者（2025年6月27日開催予定の定時株主総会において決定）

氏 名	現 役 職
いな 稲 ば 葉 わたる 渉	弁護士 久米法律事務所

(注) 1. 稲葉渉氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 稲葉渉氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 当社は、候補者が監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。

以 上